

三次市景観計画



平成19(2007)年3月

目 次

序章	はじめに	
序-1	目的	1
序-2	本計画の概念図	1
序-3	本計画の構成	3
§ 1	景観形成の目標及び景観計画区域	
1-1	景観形成の目標	4
1-2	景観計画区域	5
§ 2	景観計画区域における良好な景観の形成に関する事項	
2-1	景観構造と景観タイプ	6
2-2	地域の景観特性と景観形成の方向	9
2-3	景観タイプ別景観形成方針	19
§ 3	景観計画重点区域に関する事項	
3-1	景観計画重点区域の設定	22
3-2	景観計画重点区域の景観形成に関する事項	24
§ 4	良好な景観の形成のための行為の制限	
4-1	届出対象行為	36
4-2	行為の制限の基準	37
§ 5	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	
5-1	屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本事項	39
5-2	屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項	39
§ 6	景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項	
6-1	景観重要公共施設の整備に関する方針	40
§ 7	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	
7-1	景観重要建造物の指定の方針	42
7-2	景観重要樹木の指定の方針	42
§ 8	市民みんなで良好な景観の形成を進めるために	
8-1	市民参加の促進の取組み	43